

地域計画

策定年月日	令和7年3月21日
更新年月日	
目標年度	令和11年度
市町村名 (市町村コード)	矢吹町 (07466)
地域名 (地域内農業集落名)	三区地区 (三区)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	39.8 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	20.2 ha
② 田の面積	36.2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	3.6 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当該地域では、水稻・野菜を基幹作物として農業の盛んな地域であるが、農業者が高齢化しており、後継者の確保および次世代農業者の育成が課題である。

不整形なほ場も多く、近年の気象変動に伴う水不足の影響もあり、地域における持続可能な農業の推進、後継者や次世代の農業者に引き継ぐにあたり、農業環境の改善が急務である。

西浦において、高低差が顕著であり、排水や灌漑の効率化が困難な状況。このため、水管理の負担が耕作者にとつて大きな課題となっており、不均一な水供給が作物の生育に影響を与え、収量や品質の安定化を阻む要因となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地区の主要作物である水稻については、将来的に地域の担い手に集積・集約化を進め、地域の担い手や新規就農者を中心に取り組み、栽培面積の拡大及び農業者の所得の安定化を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

- ・担い手に集約していく
- ・認定農業者や認定新規就農者の受入を促進する
- ・農地の状況や課題等を把握し、対応策を検討していく
- ・集約化の検討をする

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	88	%	将来の目標とする集積率	90	%
--------	----	---	-------------	----	---

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標
地域の担い手の状況に応じて、農地の集約化を進めていく。 規模縮小やリタイアの意向が示された農地については、引き受け意向のある入作者への集積・集約化を図っていく。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
基盤整備事業検討地区については、担い手を中心に集積、集約化を進める。 規模縮小、リタイアで耕作不能となる農地については、引き受け意向のある担い手への集積・集約化を図り、現状維持を希望する担い手については継続して作付を行っていただく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地の集約・集積化が図られた農地は、可能な限り農地中間管理機構を活用する。 土地の貸し借りの合意がなされた農地は、農地中間管理機構を活用し、担い手に農地の集積・集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組
農地の集積・集約化を図るため基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域の新たな担い手の育成・確保について、地域内の農業者を中心に、引き受け意向のある担い手がいた場合には斡旋をし、現状維持を希望する担い手については継続して作付を行うなど、認定農業者や新規就農者の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農業機械の故障等の不測の事態が生じた際は、農業支援サービス事業者等の活用について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

⑦保全・管理等

地域住民や耕作者が協力し、水路の維持管理や圃場の草刈り作業を継続して実施していく。また、農業環境の保全を目的に、農道の適切な管理や美観の維持にも努め、地域全体で支え合う仕組みを検討していく。
新町西浦水系における地域資源の適切な保全管理に向けた計画は別紙のとおり。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
	別紙1のとおり		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	1経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

	属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 11 年度)					備考
			経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図上 の表示		
1	認農	A	水稲	0.4 ha	ha	水稲	0.4 ha	ha	A		
2	利用者	B	水稲	0.49 ha	ha	水稲	0.49 ha	ha	B		
3	認農	C	水稲	0.14 ha	ha	水稲	0.14 ha	ha	C		
4	利用者	D	水稲	1.61 ha	ha	水稲	1.61 ha	ha	D		
5	利用者	E	水稲	0.26 ha	ha	水稲	0.26 ha	ha	E		
6	認農	F	水稲	0.17 ha	ha	水稲	0.17 ha	ha	F		
7	認農	G	複合経営	0.36 ha	ha	複合経営	0.36 ha	ha	G		
8	認農	H	複合経営	0.61 ha	ha	複合経営	0.61 ha	ha	H		
9	認農	I	水稲	0.19 ha	ha	水稲	0.19 ha	ha	I		
10	利用者	J	水稲	0.91 ha	ha	水稲	0.91 ha	ha	J		
11	認農	K	複合経営	0.92 ha	ha	複合経営	0.92 ha	ha	K		
12	利用者	L	水稲	1.29 ha	ha	水稲	1.29 ha	ha	L		
13	利用者	M	水稲	0.25 ha	ha	水稲	0.25 ha	ha	M		
14	利用者	N	水稲	5.17 ha	ha	水稲	5.17 ha	ha	N		
15	認農	O	複合経営	5.99 ha	ha	複合経営	5.99 ha	ha	O		
16	認農	P	複合経営	0.64 ha	ha	複合経営	0.64 ha	ha	P		
17	認農	Q	水稲	1.4 ha	ha	水稲	1.4 ha	ha	Q		
18	利用者	R	水稲	0.82 ha	ha	水稲	0.82 ha	ha	R		
19	認農	S	水稲	0.09 ha	ha	水稲	0.09 ha	ha	S		
20	利用者	T	水稲	0.58 ha	ha	水稲	0.58 ha	ha	T		
21	利用者	U	複合経営	1.44 ha	ha	複合経営	1.44 ha	ha	U		
22	認農	V	複合経営	1.11 ha	ha	複合経営	1.11 ha	ha	V		
23	利用者	W	水稲	0.3 ha	ha	水稲	0.3 ha	ha	W		
24	利用者	X	水稲	1.26 ha	ha	水稲	1.26 ha	ha	X		
25	利用者	Y	水稲	0.61 ha	ha	水稲	0.61 ha	ha	Y		
26	利用者	Z	水稲	0.34 ha	ha	水稲	0.34 ha	ha	Z		
27	利用者	AA	水稲	1.42 ha	ha	水稲	1.42 ha	ha	AA		
28	利用者	AB	水稲	1.02 ha	ha	水稲	1.02 ha	ha	AB		
29	認農	AC	複合経営	1.76 ha	ha	複合経営	1.76 ha	ha	AC		
30	認農	AD	水稲	0.47 ha	ha	水稲	0.47 ha	ha	AD		
31	利用者	AE	水稲	0.26 ha	ha	水稲	0.26 ha	ha	AE		
32	利用者	AF	水稲	0.28 ha	ha	水稲	0.28 ha	ha	AF		
33	利用者	AG	水稲	0.23 ha	ha	水稲	0.23 ha	ha	AG		
34	認農	AH	水稲	0.94 ha	ha	水稲	0.94 ha	ha	AH		
35	利用者	AI	水稲	0.35 ha	ha	水稲	0.35 ha	ha	AI		
36	認農	AJ	水稲	0.42 ha	ha	水稲	0.42 ha	ha	AJ		
37	利用者	AK	水稲	0.48 ha	ha	水稲	0.48 ha	ha	AK		
			合計	34.98 ha	ha	合計	34.98 ha	ha			

新町西浦水系地域資源保全管理構想 (平成31年3月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

(1) 農用地

田	990	a
畑	49	a
草地		a
計)	1,039	

(2) 水路、農道、ため池

水路			
a) 開水路	1.90	km	
b) パイプライン		km	
附帯施設(大型集水枡、サイホン水槽ほか)			箇所
農道			
a) 本線	1.70	km	
b) 附帯施設(橋梁ほか)		箇所・km	
ため池			箇所

(3) その他施設等

・鳥獣害防止施設	箇所・km
・防風林	箇所・km
・暴風ネット	箇所・km
・揚水ポンプ	箇所
・その他()	箇所

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

(1) 農用地について行う活動

・遊休農地等の発生状況の把握	毎年	1	回	(4月)
・遊休農地発生防止のための保全活動	毎年	1	回	(5月)
・畦畔、農用地法面の草刈り	毎年	4	回	(4月、5月、6月、8月)
・異常気象時の見回り	洪水、台風、地震等の発生後			
・応急措置	点検結果に応じて実施内容、時期を決定			
(なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり)				

(2) 水路、農道、ため池について行う活動

1) 水路				
・水路の草刈り	毎年	4	回	(4月、5月、6月、8月)
・水路の泥上げ	毎年	1	回	(4月)
・施設の適正管理(かんがい期前の注油等)	毎年		回	(〇月)
・異常気象時の見回り	洪水、台風、地震等の発生後			
・応急措置	点検結果に応じて実施内容、時期を決定			
(なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり)				

2) 農道

・路肩、法面の草刈り	毎年	3	回	(6月、7月、8月)
・側溝の泥上げ	毎年	1	回	(4月)
・施設の適正管理(農道の路面維持)	毎年		回	(〇月)
・異常気象時の見回り	洪水、台風、地震等の発生後			
・応急措置	点検結果に応じて実施内容、時期を決定			
(なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり)				

3) ため池

・ため池の草刈り（堤体。管理用道路等）	毎年	回	（〇月、〇月、〇月）
・ため池の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定		
・ため池附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施内容、時期を決定		
（なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり）			

(3) その他施設について行う活動

3. 地域の共同活動の実施体制

(1) 組織の構成員、意思決定方法

- ・組織の構成員は「別紙」のとおりとする。
- ・組織の意思決定は総会、又は臨時会により行う。
- ・総会の議事が、出席した構成員の過半数により決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし、組織規約の変更、組織の解散、構成員の除名、役員の解任については、出席者の議決権の3分の2以上により決する。

(2) 構成員の役割分担

- ①農用地について行う活動
- ②水路、農道、ため池について行う活動
- ③その他施設について行う活動

上記の内容については、以下の役割分担表のとおりとする。

役割分担表（参画活動項目及び対象構成員）

活 動 項 目	構 成 員 区 分				
	い 農 手 （担	い 農 手 以 外 ）（担	農 土 家 地 持 ち 非	地 域 住 民	そ の 他 （
①農用地について行う活動					
・遊休農地等の発生状況の把握	■				
・遊休農地等発生防止のための保全活動	■	■			
・畦畔、農用地法面の草刈り	■				
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■				
②水路、農道、ため池について行う活動					
1) 水路					
・水路の草刈り	■	■			
・水路の泥上げ	■	■			
・施設の適正管理（かんがい前期の注油、ゲート塗布等）					
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■				
2) 農道					
・路肩、法面の草刈り	■	■			
・側溝の泥上げ	■	■			
・施設の適正管理（農道の路面維持等）	■	■			
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■				
3) ため池					
・ため池の草刈り（堤体等）					
・ため池の泥上げ					
・附帯施設の適正管理（かんがい前期の清掃、ゲート保守）					
・異常気象時の見回り					
・応急措置					
③その他施設について行う活動					

・鳥獣害防護柵の適正管理					
・防風林の枝払い					
・暴風ネットの適正管理					
・その他（地域内農業用特定施設）					

4. 地域農業の担い手の育成・確保

（１）担い手農家の育成・確保

また、「人・農地プラン」は策定しておらず、用途地域にも隣接介在しており、今後の方向性が定まっていないが、今後の地域内の保全管理活動や営農の担い手は、地域内又は隣接集落の認定農業者や大規模経営体であり、今後も継続した組織運営と担い手を中心とした地域農業を担っていきます。

（２）農地の利用集積

概ね、地域内外の担い手を中心に集積が進んでおり、今後も集積率の向上にむけ、話し合いを進めてるところである。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

- 1) 地域内の景観・環境を維持することで、地域の魅力を地域内外に情報発信し、地域外の人や、これまでも活動に参加していない地域内の人の参加を促し、保全管理活動の継続や強化を図る。
- 2) 地域内外の担い手（中心経営体）との協力・役割分担により保全管理の強化に努める。
- 3) 農地周辺部の林地等の整備保全に努めるとともに、発生確認のあった遊休農地等については、適宜除草、耕耘により再生を図り、農用地及び施設の保全に努める。
- 4) 農業用施設の維持、補修を図り、営農の継続や担い手への集積を進め、地域の農業生産体制を強化し、役割分担により集落ぐるみの保全管理体制の強化に努める。